中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例について

中小事業者等が、 適用期間内(令和5年4月1日から令和7年3月31まで)に、市区町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて、一定の設備を新規取得した場合新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間、1/2に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した場合は5年間、令和7年3月末までに取得した場合は4年間、固定資産税の課税標準が1/3に軽減されます。

なお、課税標準の特例を受けるためには、資産の取得前に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります【八王子市の認定申請は産業振興部産業振興推進課(電話:042-620-7379)です】。

詳しい内容については、中小企業庁のホームページ等をご確認ください。

中小企業庁ホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html

<該当法令>

地方税法附則第 15 条第 45 項(固定資産税等の課税標準の特例)

<必要書類>

- 1. 先端設備等導入計画にかかる申請書及び認定書の写し
- 2. 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(賃上げ方針表明による特例措置を活用する場合)
- 3. リース契約書の写し(申告者がリース会社の場合)
- 4. 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(申告者がリース会社の場合)

必要書類は、償却資産申告書とともにご提出ください。

【問い合わせ先】

八王子市財政部資産税課償却資産担当

電話042-620-7221(直通)